

消費税の届出書について パート6

消費税簡易課税制度選択届出書

消費税簡易課税制度選択不適用届出書

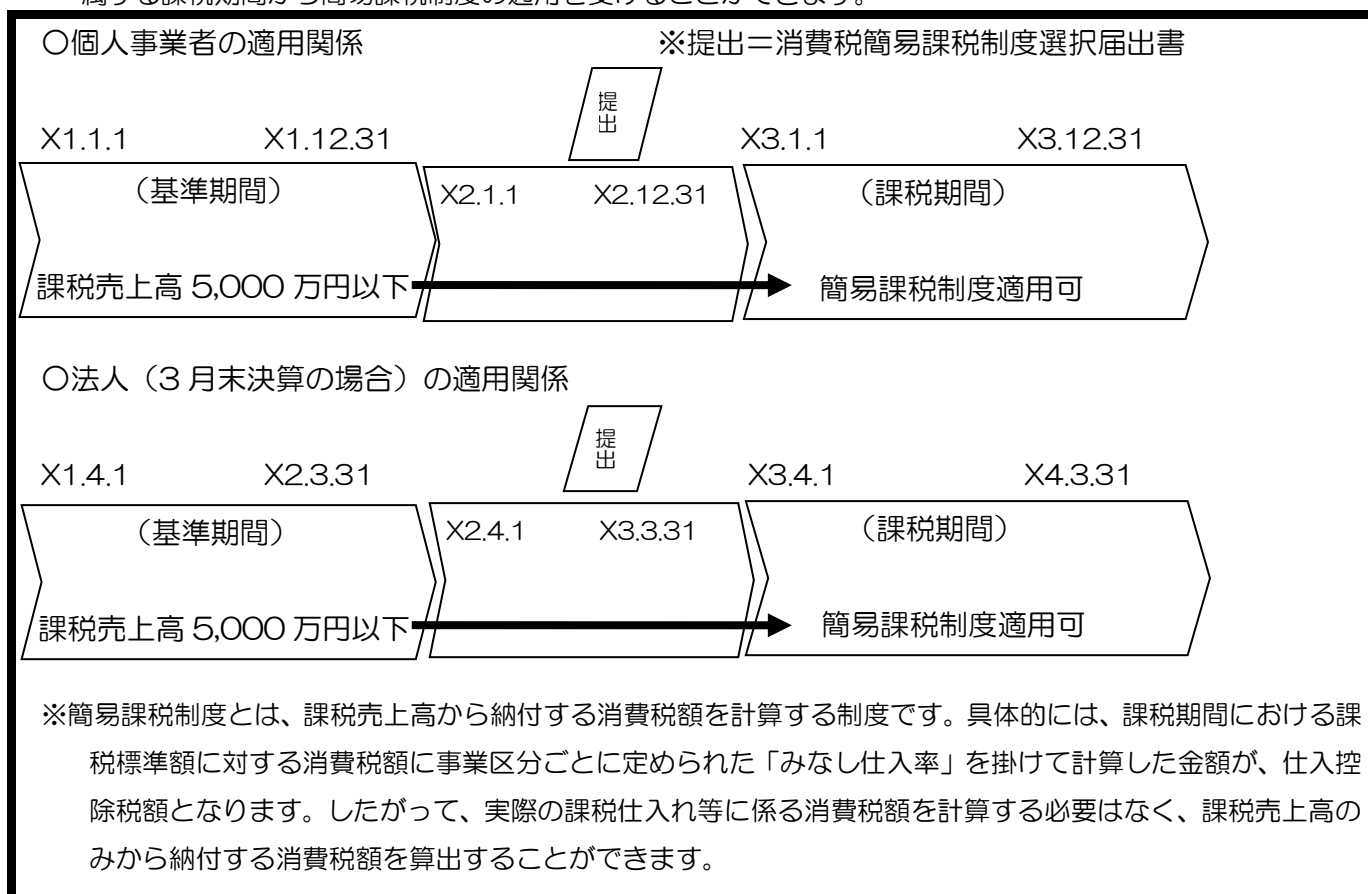
消費税の届出書には様々なものがあります。事業者は届出等の要件に該当する事由が生じた場合には、その旨を記載した届出書を提出しなければなりません。届出書には、提出期限があるものもあるため、届出を失念し、期限を経過してしまうと適用が受けられず、納付する消費税額が多額になってしまうケースもあります。消費税の届出書にはどのようなものがあるかを事前に確認し、届出書の提出にあたっては制度を適用するかどうか事前に十分な検討をすることが大切です。

今回は消費税簡易課税制度選択届出書・消費税簡易課税制度選択不適用届出書について説明します。

消費税簡易課税制度選択届出書

その課税期間の基準期間における課税売上高が 5,000 万円以下である事業者は、「消費税簡易課税制度選択届出書」を納税地の所轄税務署長に提出することにより、簡易課税制度を選択することができます。

なお、新規開業等した事業者は、その開業等した課税期間の末日までにこの届出書を提出すれば、開業等した日の属する課税期間から簡易課税制度の適用を受けることができます。



提出時期・・・適用を受けようとする課税期間の初日の前日まで

ただし、調整対象固定資産や高額特定資産を取得した場合は、消費税簡易課税制度選択届出書の提出が制限される場合があります。届出書を提出する前に確認してください。

※調整対象固定資産 調整対象固定資産とは、一の取引単位につき、課税仕入れに係る支払対価の額（税抜き）が 100 万円以上の一定の固定資産をいいます。

※高額特定資産 高額特定資産とは、一の取引単位につき、課税仕入れに係る支払対価の額（税抜き）が 1,000 万円以上の棚卸資産又は調整対象固定資産をいいます。

消費税簡易課税制度選択不適用届出書

簡易課税制度の適用を受けている事業者が、その適用をやめようとするときは、「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

ただし、簡易課税制度の適用を受けている事業者は、事業を廃止した場合を除き、2年間継続して適用した後でなければ、「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出して、その適用をやめることはできません。

提出時期・・・適用をやめようとする課税期間の初日の前日まで